

鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月11日（金）第46号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）（財政課取扱い） 1

規 則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第23号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1の項中「3の項」を「4の項」に改め、同表7の項中「を滅失，半焼，」を「が滅失し，半焼し，又は」に改め、同表8の項中「申請」を「申請等」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。